

## 国際カルテルの活動とその限界（上）

田村真治

### 1 はじめに

リーフマンによれば、最も古い国際カルテルは1870年代に存在したビスマス・シンジケートであるが<sup>(1)</sup>、全体として国際カルテルの歴史は独占の形成とともに始まったといつてよいであろう。世紀転換期頃に国際カルテルは一般的なものとなり、第一次大戦によって崩壊・中断するものの、戦後復活・再編され、また新しい分野でも次々と結成されることによって大戦間期に最盛期を迎える。

ところが第二次大戦後には国際カルテルはあまり問題となっていない。現在の独占体の対外活動の特徴づけるものは直接投資＝在外生産、すなわち多国籍企業であり、国際カルテルは後景に退いてしまった<sup>(2)</sup>。独占体の対外活動として国際カルテルと多国籍企業という形態は、前者が世界市場のある地域を別の独占体の支配地域として自らの活動を制限するのに対し、後者は世界市場のあらゆる地域での活動をめざしているという点で基本的に異なっている。第二次大戦前にも直接投資は存在したが、後に検討するようにそれは国際カルテルの枠内での活動という特徴をもっていたのであり、戦後のそれとは性格を異にしているといえる<sup>(3)</sup>。国際カルテルから多国籍企業へと独占体の対外活動は何故変化したのであろうか。

これに対する一つの解答は、戦後各国で成立した独占禁止法が国際カルテルの活動を困難なものにしたというものである。戦前にはアメリカだけが国際カルテルを禁止していたが、戦後は各国ともこれに倣い、ヨーロッパ各国で国際カルテルを禁止する法律が成立した<sup>(4)</sup>。またアメリカにおいても1940年代に、アメリカ企業の参加していた国際カルテルに対する多くの訴訟が起され

た<sup>(5)</sup>。このような法的措置が独占体の行動に影響を与えたことは事実であるが、このことだけでは独占体の対外活動の変化の説明としては不十分である。何故なら第1に、戦前にもアメリカには国際カルテルを禁止したシャーマン法が存在したにもかかわらず、多くのアメリカの独占体が様々の手段・形態によって国際カルテルに参加していた。そのような志向性が存在するなら、独占体は法の網の目をかいくぐってでも国際カルテルを結ぶであろうに、現在ではそのような傾向は一般的なものではない。第2に、独占体の対外活動の基本の中に戦前と戦後で明白な相違があるのであるから、独占体そのものの変化のうちにその理田がも定められなければならない。法的な、いわば外的な力による説明ではなく、経済的な説明が必要なのである。

以上の問題意識にたつて、本稿では国際カルテルの活動と特徴を明らかにすることを基本とし、独占体の成長によるその限界と多国籍企業への転換について若干の展望を述べる。戦後の多国籍企業との対比という意味で、製造業関係の国際カルテルを中心的に取り扱う。

本論に入る前に、国際カルテルは世界経済の中でどの程度の位置を占めていたのかを簡単に見ておく。過去の研究は、数と世界貿易の中でのカルテル化された商品の比率という点からこのことを明らかにしている。第一次大戦前の国際カルテルについては、ハルムスの研究がもっとも抱括的なものとして利用されている。彼は大战前の国際カルテルを114と数え、その産業別の内訳を、運輸18、石炭・鉛石・金属加工他26、石材・陶土他6、電機5、化学及び関連産業19、繊維15、ガラス・陶磁器8、製紙7、その他10、としている<sup>(6)</sup>。

両大戦間期については、ハウスマンとエイハーンは30年代にヨーロッパでは約1200の国際カルテルが存在したと推計している<sup>(7)</sup>。またエドワーズはアメリカ司法省の調査に基づき、39年には179の国際カルテルが機能しており、その内109にアメリカ企業が参加していたとしている。製造業関係は133で大半を占めていた<sup>(8)</sup>。この時期には、貿易の中でカルテル化された商品がどれだけの比重を占めていたかについて二つの推計がなされている。第1表はヘクスナーが行った推計である。彼は国際カルテルが支配していた商品を抽出し、それが世界貿易に占める比重を計算することによって、37年には42.64%

が国際カルテルによって支配されていたとしている。ハウスマンとエイハーンは29—37年間の貿易量を基礎に推計を行い、42.3%がカルテルによって支配されていたことを示している<sup>(9)</sup>。二つの推計の間にはカルテル化の評価の相違がみられるのであるが、全体として当時の世界貿易の40%以上が国際カルテルによって支配されていたことは確認できるであろう。

第1表 世界貿易に占めるカルテル化された商品の比重 1937年

動物・食料品		原材料・半製品		製 品	
商 品	世界貿易に占める比重	商 品	世界貿易に占める比重	商 品	世界貿易に占める比重
小 麦	2.30%	絹	0.66%	リノリウム	0.06%
果 物	2.25	材 木		紙	1.87
砂 糖	2.00	パ ル プ 材	2.15	化 学 薬 品	1.74
コ ー ヒ ー	1.50	パ ル プ	1.12	な め し 用	
茶	0.81	樹 脂	0.27	エ キ ス	0.11
肉	1.74	天 然 ゴ ム	2.10	染 料	0.84
ラード・スエット	0.24	コークス	0.45	植 物 性 油	0.14
植 物 油	1.20	タ ー ル	0.12	揮 発 油	0.14
		オ イ ル		爆 薬	0.14
		原 油 ・ 鉱 油	4.30	マ ッ チ	0.04
		セメント	0.15	ガ ラ ス	
		硫 黄 料	0.11	ガ ラ ス 製 品	0.48
		硫 肥 料	1.10	鉄 鋼 (半 製 品 含 む)	5.00
		鉄 く ず	0.47	電 気 機 械	2.00
		鉄 合 金	0.60	鉄 道 用 車 両	0.16
		銅	1.63	兵 器 ・ 弾 薬	0.32
		ニ ッ ケ ル	0.26	光 学 器 械	0.40
		ア ル ミ ウ ム	0.17		
		鉛	0.42		
		す ず	0.80		
		宝 石 用 原 石	0.42		
計	12.04	計	17.30	計	13.30
				合 計	42.64%

Source: Hexner, "International Cartels in the Postwar World", *Southern Economic Journal*, Vol. X, No. 2, Oct. 1943, p. 124.

以下、国際カルテルの活動として、(1)市場分割、(2)対外投資、(3)技術の交換、(4)生産割当、(5)価格支配、の5点について検討していく<sup>(10)</sup>。

- (1) Liefmann, "Internationale Kartelle", *Weltwirtschaftliches Archiv*, Bd. 25, 1927, S. 266.
- (2) 戦後の国際カルテルの事例については、Kronstein, *The Law of International Cartels*, 1973 参照。
- (3) ウィルキンズの二つの著作 (*The Emergence of Multinational Enterprise*, 1971, 江夏他訳『多国籍企業の史的展開』ミネルヴァ書房, 1973年, *The Maturing of Multinational Enterprise*, 1974, 江夏他訳『多国籍企業の成熟』(上・下) ミネルヴァ書房, 1976—78年) は「歴史的アプローチ」により、19世紀にまで遡ってアメリカ企業の直接投資の実態を明らかにしている。この方法は、第二次大戦前と現在の直接投資を同じ性質をもつものとして扱っており、独占体の対外活動が全体として考察され、その中に直接投資が位置づけられていないという点で弱点をもっている。
- (4) Edwards, *Cartelization in Western Europe*, 1964 が戦後のヨーロッパにおける法的規制とカルテル化が弱まったことについて論じている。
- (5) 一連の訴訟については、Berge, *Cartels: Challenge to a Free World*, 1944, pp. 252—56 参照。ウィルキンズはこの影響について次のように言っている。「反トラスト事件は、短期的にも長期的にもある種の合衆国会社の多国籍事業活動の発展にある程度は貢献してきたものと思われる。というのも、これらの企業は、もはや国際協定を支えとすることができなかつたからである。…貿易を制限する民間国際協定の全盛期は過ぎ去つたのであつた」(Wilkins, *Maturing*, p. 300, 邦訳 68 頁)。
- (6) Harms, *Volkswirtschaft und Weltwirtschaft*, 1912, S. 250—81.
- (7) Haussmann and Ahearn, "International Cartels and World Trade", *Thought*, Sept. 1944, pp. 428—29. この数は、カルテルの登録が義務づけられていたドイツ、ポーランド、チェコなど一部の国のカルテル数を基礎に、国際カルテルの比率を掛け合せたもので、かなり荒っぽい推計である。
- (8) Edwards, "International Cartels as Obstacles to International Trade", *American Economic Review*, Supplement, Vol. XXXIV, No. 1, pt. 2. March 1944, p. 330. 国際カルテルの一覧表は、United Nations, *International Cartels*, 1947, 長谷川他訳『国際カルテル』文真堂, 1980年, U.S. Congress, TNEC, *Investigation of Concentration of Economic Power*, Hearing pt. 25, pp. 13368—69 など参照。
- (9) Haussmann and Ahearn, *op. cit.*, pp. 430—34. 1929年から37年迄の全商

品の世界貿易に占める比重は、Hexner, *International Cartels* (以下 *International*) 1946, pp. 398—401参照。

- (10) 国際カルテルの活動の整理は、Edwards, *Economic and Political Aspects of International Cartels*, U.S. Senate, Subcommittee of the Committee on Military Affairs, Monograph No. 1, 1944, Hexner, *International*, pp. 58—59など参照。

## 2 市場分割

国際カルテルの活動の中で、もっとも一般的で基本的なものが市場分割協定である。国際カルテルは直接的には、諸国の独占体間でその本国市場や輸出市場をめぐって激しい競争が生じた場合に結ばれるのであるから、競争を避けるために市場分割を行うことが第1の目的となる。国内カルテルと異なる特徴は、その分割が地域分割の形態をとる点にある。これは世界市場が諸国民経済より成り立っているという属性から、このような分割形態がより容易となるためである。例えば、ある国の独占体が本国市場から他国の独占体を排除しようとするなら、関税を引き上げるなど国家の介入による様々の手段を採りうる。他国の独占体はこの場合、その市場の一部を確保しようとするより——そのためにはダンピングなどによる激しい競争が前提となるので——全面的に相手独占体に譲り、相互に本国市場を保障し合う道を選ぶのである。

既に様々な独占体の利害が交錯している地域では、このような地域的分割は不可能となる。そこでは販売量の割当て、共同販売機関の設立、あるいは対外投資の項で示す合弁会社の設立などの手段により分割が実行される。

世界市場は一般に次のように分割される。

- (1)本国市場はその国の独占体に保障され、他国からの輸出は制限される。(2)輸出市場は、ある場合には地域的に分割され、他の場合には総輸出量が量的に割当てられる。その間には様々の中間・混合形態が存在する。以下いくつかの具体的事例を示す。

アルカリに関する国際協定は、アメリカの Alkali Export Association (Alkasso)、イギリスの Imperial Chemical Industries (ICI)、ベルギーの Solvay の間で、1924年、29年、33年、36年、41年の5度にわたって

結ばれた<sup>(1)</sup>（Solvay はヨーロッパ大陸の生産者の代表として36年と41年の協定にのみ参加<sup>(2)</sup>）。もっとも整備された36年協定を見ると、まず世界市場を独占市場（exclusive market）と共同市場（joint market）に分け、Alkasso の独占市場としてカナダ、メキシコ、キューバ、ハイチ、サン・ドミンゴ、オランダ領東西インドを、Solvay にはヨーロッパ大陸（ロシアを除く）を、そしてICI には大英帝国（カナダを除く）、エジプト、レバント、イラク、イランを割当てた。Alkasso とICIの間では、まず全輸出量をAlkasso 25%、ICI 75%に配分し、更に各共同市場に関して輸出量の比率が定められていた。例えばアルゼンチンではAlkasso 35%、ICI 65%、ブラジルではAlkasso 25%、ICI 75%、中国ではAlkasso 20%、ICI 80%などとなっていた<sup>(3)</sup>。反トラスト法を考慮してアメリカ市場への言及はないが、関係者の発言や<sup>(4)</sup>、実際にアメリカに対する輸出が殆ど皆無であったこと<sup>(5)</sup>からして、Alkasso の独占市場であったことは明らかである。

ヨーロッパ染料カルテルは、1929年にドイツのI. G. Farben (IG)、フランスのKuhlmann を中心とする6社、スイスのCiba, Sandoz, Geigy の3社によって結成され、輸出量をドイツ70%、フランス20%、スイス10%の比率に決定した。ドイツとフランスの間ではもともと27年に協定が成立しており、その時には生産割当て、輸出割当て、販売組織の統一、技術情報の交換を取り決めていた。しかし29年協定では、スイスは生産割当てと販売組織の統一に同意しなかった。これはスイス3社が既に独自の強力な販売組織を確立していたためといわれている。輸出市場について、ドイツがアジア、フランスが南アメリカ、スイスが南ヨーロッパでそれぞれ支配的地位を占めるものとされた。輸出市場でのドイツの優位な地位は、技術の提供と交換に獲得されたものであった。このカルテルにイギリスのICI は31年に参加している。また染料については、中国、インド、日本市場などで別の協定が存在した<sup>(6)</sup>。

鉄鋼の国際カルテルは、鉄鋼製品全体を包括する一般的協定と、個々の製品別の協定——18の製品について存在した——という二重の組織からなっていた。二つの協定間の関係は、製品別協定の中に一般的協定の一部として結ばれたものと独立して成立したものとあり様々であるが、いずれも協調関係を保

持していた<sup>(7)</sup>。一般的協定は1926年と33年にドイツ、フランス、ベルギー、ルクセンブルクの生産者によって結ばれ、それぞれ第1次国際鉄鋼協定(Entente Internationale de l'Acier=EIA)、第2次EIAと呼ばれている。この協定にイギリスの生産者が参加するのは35年、アメリカが参加するのは38年である<sup>(8)</sup>。第1次EIAが対象としたのは、国内・輸出の両方を含めた加盟国の全粗鋼生産であったが、第2次EIAでは輸出量のみを協定の対象とした。第2次EIAでは輸出比率は第2表のように定められた。輸出比率は加盟国の総輸出量の変化とともに変動し、第2表は総輸出量が最低の場合と最高の場合を示している。最低の場合は32年前半期の、最高の場合は27—29年の実績を基礎としている<sup>(9)</sup>。各鉄鋼製品は定められた比率によって粗鋼量に計算しなおされて、上記の割当ての中に組み込まれた。また第2次EIAの一部として6品目の製品別協定が結ばれ、第3表のように各製品毎に輸出量が割当てられた。

第2表 第2次EIAにおける輸出割当

	総輸出量	
	6, 800 千トン	1, 500 千トン
ドイツ・ザール	29.2 %	33.7 %
ベルギー	29.0	26.0
フランス	20.6	23.5
ルクセンブルグ	21.2	16.8
計	100.0	100.0

Source: U.S. Tariff Commission, *Iron and Steel*, Report No. 128, 1938, p. 398.

製品別協定の一つである  
国際レール生産者組合

(International Rail Makers Association=IRMA) は、EIAとは別に29年に8グループによって結成された<sup>(10)</sup>。輸出市場の分割は比率による規制を中心に、それに従属す

第3表 第2次EIAにおける製品別協定

	半加工鋼	型鋼	標準棒鋼	一般鋼板	鋼板	中鋼板
ドイツ・ザール	23 %	27.5 %	29 %	52 %	46.5 %	28 %
フランス	35.10	37.64	12.45	8.91	7.78	15.26
ベルギー ルクセンブルグ	41.9	34.86	58.55	39.09	45.72	56.74
計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

Source: *Ibid.*, p. 404.

る形で地域分割が行われた。まず輸出比率は第4表のように定められた。続いて輸出市場を指定地域（reserved areas）と非指定地域（unreserved areas）に分け、あるグループはその指定地域では、輸出割当て量を越える迄は独占的に販売することができた。指定地域は次の

第4表 IRMA の輸出割当

アメリカグループ	17.79%
ベルギー	8.50
イギリス	23.80
フランス	16.92
ドイツ	19.11
ルクセンブルグ	4.76
ソコベルグ	5.27
中央ヨーロッパ	3.85
計	100.00

Source : F.T.C., *International Steel Cartels*, 1948, p. 27.

ようになっていた。イギリス＝大英帝国と委任統治領、アメリカ＝キューバとパナマ、フランス＝委任統治領と新ヘブリディーズ（イギリスと共同）、ベルギーとルクセンブルグ＝ベルギーの委任統治領。それぞれの本国市場を除く他の地域は非指定地域とされた。アメリカ市場については特に述べていない。指定地域では千トン以上、非指定地域では五百トン以上の照会・注文は報告義務があり、指定地域では割当て量

を越えない限り注文を受けた企業が販売を行うことができるが、非指定地域ではその時点でもっとも割当て量に達していないグループにその販売は配分される<sup>(11)</sup>。

電球に関しては、1924年に「国際的な電球産業の発展と進歩のための協定」(Convention for the Development and Progress of the International Incandescent Electric Lamp Industry) という国際カルテルが、アメリカを除く主要生産者によって結ばれた<sup>(12)</sup>。この協定はその実行機関の名をとってフェバス協定と呼ばれている。フェバス協定は世界市場（アメリカとカナダを除く）を、本国市場（Home Countries）、イギリス海外地域（British Overseas Territories）、共同地域（Common Territories）に分け、本国市場はその国の生産者の独占的地域とされた。本国市場の割当ては以下の通りである。ドイツ＝Osram、イギリス＝Associated Electrical Industries (AEI) オランダ・ベルギー＝Philips、ハンガリー＝Tungsram、フランス＝Compagnie des Lampes、オーストリア＝Osram と Tungsram、イタリア＝Osram、Philips と Tungsram、ブラジル＝G.E.S.A. (General Electric＝GE の

子会社), 中国=General Edison (GE の子会社), 日本=東京電気。またイギリス海外地域はカナダを除いてイギリスグループの支配にまかされ, 共同地域は22年7月1日から23年6月30日迄の実績により各参加企業に割当てられた<sup>(13)</sup>。

電球カルテルにはもう一つの部分がある。フェバス協定はその対象地域からアメリカとカナダを除いているが, これは GE が反トラスト法を考慮してこの協定に直接参加していないためである。そのため GE は, 各企業と個別の特許と技術についてのライセンス協定を結び (第5表), フェバス協定と対応した市場分割を行った。これら

第5表 GEの電球に関する協定

の協定において GE は, その所有している特許と技術について, 例えば Osram にはデンマーク, フィンランド, ノルウェー, スウェーデン, スイスでの独占的製造権を, AEI には南北ローデシアとアフリカのイギリス植民地での独占的製造販売権を与えている。逆に GE は, アメリカとカナダ市場が保障された<sup>(14)</sup>。

相手企業	年
General Electric Ltd. (London)	1922
Societa Edison Clerici (伊)	1926
Compagnie de Lampes (仏)	1927
Osram (独)	1929
philips (オランダ)	1931
Vereinigte (ハンガリー)	1938
Associated Electrical Industries (英)	1939
東京芝浦電気	1939

Sources : U.S.v.GE, 82 F. Supp. 753, p. 836 ; Stocking and Watkins, *Cartels in Action*, 1946, p.329. GE の小会社との協定は除いた。

国際重電機カルテルも, 電球カルテルと同様に二つの部分から成っている。一般的協定として1930年に, 「国際通知補償協定」 (International Notification and Compensation Agreement=INCA) が結ばれた。この協定は, 参加企業に対し協定地域から重電機について照会があった場合, カルテル事務局に直ちに通知し, 事務局は同一プロジェクトについて通知をしてきた全企業に通知企業の名前を知らせることを義務づけていた。こうすることによって, 入札前に価格, 条件などについて入札者間で話し合うことが可能となる。協定自体は直接的に定めていないが, 注文の割当てと価格のつり上げが事実上行われた。また落札者は, 一定の比率でカルテル事務局に補償金を支払い, それか

ら管理費5%と積立金10%を除いて、残額が入札者全員に均等配分されることとなっていた<sup>(15)</sup>。

ところで INCA は、その協定地域から以下の地域を除外している。(A)ヨーロッパ、(B)ソ連、(C)アメリカとその属国・保護領、(D)カナダとニューファンドランド、(E)トルコ、(F)日本とその植民地・委任統治領など、(G)フランスの植民地、(H)スペインの植民地。これは当時、既に GE と各企業との間にライセンス協定が結ばれており、それぞれの企業の独占的地域とされていたためである。26年段階では GE は19の協定を結んでいた。例えばドイツの Osram と AEG には、ドイツ、デンマーク、ノルウェー、スウェーデン、フィンランド、ポーランド、チェコ、ハンガリー、オーストリアにおける GE のパテントの独占的使用を保障し、北アメリカ、キューバ、西インド諸島、アメリカの属国を GE の独占的地域とする、等々である<sup>(16)</sup>。

以上にみたように、市場分割は様々なやり方・形態をとるのであるが、市場分割を含まないような国際カルテルは殆どない。市場分割こそ国際カルテルのもっとも基本的な活動である。また電気産業に見られるように、特許と技術の交換協定という形態をとりながら、実質的には市場分割協定となっている例が多くある。これについては「技術の交換」の項で示す。

- (1) F.T.C., *International Cartels in the Alkali Industry* (以下 *Alkali*) , 1950, pp. 39—41. 24年協定へのイギリス企業の参加は、ICI の前身である Brunner, Mond と United Alkali である。
- (2) Solvay が Alkasso との協定に参加するのは36年からであるが、ICI と Solvay の協定は以前より存在しており、Alkasso—ICI 協定の補完をなしていた。  
*Ibid.*, p. 37, U.S.v. Alkasso, 86 F.Supp. 59, p. 71.
- (3) F.T.C., *Alkali*, pp. 39—41.
- (4) ICI の一重役は ICI 内の会議において、36年協定ではアメリカは Alkasso の独占市場内に含まれると述べている。U.S.v. Alkasso, p. 72.
- (5) F.T.C., *Alkali*, p. 69.
- (6) ヨーロッパ染料カルテルについては、U.S. Senate, Committee on patents, *Patents*, Hearing, 77th Cong., 1942 (以下 *Patents*), pt.V, pp. 2068—69, 2327—32; League of Nations, *Review of the Economic Aspects of Several International Industrial Agreements*, 1930, pp. 40—45, 中国, インド, 日本

- 市場については、*Patents*, Pt. V, pp. 2086—97.
- (7) 製品別協定は次の18製品について存在した。半加工鋼、構造型鋼、標準棒鋼、一般鋼、熱間帯鋼、線材、厚板、中鋼板、黒薄鋼板、亜鉛引き鉄板、ブリキ板、レール、線材製品、鋼管、スクラップ、冷間帯鋼、H型鋼、鋼矢板。Hexner, *The International Steel Cartel*, (以下 *Steel*), 1943, pp. 279—86. ヘクスナーは協力関係の程度によってこれを5分類している。また United Nations, *op. cit.*, Table 2, 邦訳118—25頁参照。
- (8) 26年協定は Hexner, *Steel*, pp. 289—95参照。またイギリスの参加は、EIA と British Iron and Steel Federation との協定という形で行われた。*Ibid.*, pp. 296—300.
- (9) U.S. Tariff Commission, *Iron and Steel*, Report No. 128, 1938, p. 398.
- (10) レール・カルテルは最も古い国際カルテルの一つで、最初は1883年にイギリス、ドイツ、ベルギーの生産者によって結ばれた(リーフマンはフランスも加えている)。このカルテルは86年に崩壊するが、1904年にはアメリカも加わって新たな協定が成立した。これは第一次大戦によって崩壊する。当時の輸出割当ては、イギリス34%、アメリカ23%、ドイツ23%、ベルギー11%、フランス9%であった。Plummer, *International Combines in Modern Industry*, 3rd ed. 1951, pp. 160—62; Liefmann, *a. a. O.*, S. 266—67.
- (11) F.T.C., *International Steel Cartels*, 1948, pp. 30—33.
- (12) 主要な参加企業は、イギリスの Thomson-Houston, Edison-Swan, Metropolitan-Vickers (この3社は28年に合併して Associated Electrical Industries となる)、General Electric, Siemens, ドイツの Osram, オランダの Philips, フランスの Compagnie des Lampes, ハンガリーの Vereinigte, 日本の東京電氣であった。そして Oversea Group として GE の一連の海外子会社が名を連ねている。GE 本社は直接にフェバス協定に参加していないが、この協定の実質的な組織者であった。GE はアメリカの特許期限が終了した時のヨーロッパからの進出(特に Philips)を恐れていたといわれている。U.S.v. GE, 82 F. Supp. 753, pp. 831—35; Stocking and Watkins, *Cartels in Action*, 1946, pp. 330—32. 国際電球カルテルの歴史は、6ヶ国11企業の参加する1903年の価格カルテルに始まる。この協定は14年に終了するが、再び21年に価格と市場分割を取り決めた国際協定が結ばれている。League of Nations, *op. cit.*, pp. 65—70.
- (13) Stocking and Watkins, *op. cit.*, pp. 335—36.
- (14) U.S.v. GE, pp. 836—37.
- (15) F.T.C., *International Electrical Equipment Cartels*, 1948, pp. 21—24, 29—36. INCA はその後、33年に「通知協定」と「補償協定」に分離され、更に製品別に15の部門が設置された。またこれらの部門の統轄機関として36年に国際電氣協会(International Electrical Association)が設立された。39年段階で、

43のメンバーによって18の部門が設定されていた。*Ibid.*, pp. 42—48.  
(16) *Ibid.*, pp. 24—28, 36—37.

### 3 対外投資

国際カルテルという枠の中で、対外投資も一定の制限を受け、一つの特徴をもつようになる。すなわち対外投資も国際カルテル活動の一部となる。第1に市場分割の内容に沿って対外投資地域が制限される。カルテル参加企業の独占地域は勿論、共同地域に対する投資も自由に行われるわけではない。特許を利用した市場分割では、ある地域での生産は絶対的に制限される。第2に、対外投資が市場分割の手段として利用され、この場合には合弁企業形態が一般に採用される。第3に、国際カルテルを強化するために、企業間の結びつきを緊密なものとするために対外投資が行われる<sup>(1)</sup>。

爆薬について、1897年にヨーロッパとアメリカの間で一つの協定が結ばれた。この直接の契機となったのは、一ヨーロッパ企業がアメリカに火薬・雷管・高性能爆薬の工場を建設しようとしたことであった。交渉の結果、Du Pontを代表するアメリカ10社とヨーロッパ側のNobel Dynamite Trust, Vereinigte Köln Rottweilerの間で「ジェームスバーグ協定」が締結された。この協定は、雷管・黒色火薬・無煙火薬について、アメリカ企業はヨーロッパに、ヨーロッパ企業はアメリカに工場を建設しないことを定めた。更に軍事用無煙火薬については価格が、高性能火薬については特別の市場分割協定が取り決められた<sup>(2)</sup>。

アルカリに関する36年協定には、いずれかの企業が共同市場に工場を建設する場合には、他企業に対しそれへの参加を呼びかけなければならないという特別の規定が存在した。1940年と41年に、ICIとSolveyがブラジルにアルカリ工場を建設しようとした時、Alkassoにも20%の参加の申し入れが行われた。Alkassoは法的に輸出貿易にしか従事できないという理由でこれを辞退した。ICIはこれに対し、今度の工場建設がカルテルの支配を維持するためであることを強調している<sup>(3)</sup>。

化学工業におけるDu PontとICIの関係はGrand Allianceと呼ばれ、

とりわけ緊密なものであった<sup>(4)</sup>。両社の活動はカルテルと対外投資についてとりわけ教訓的な例を示している。ICI は 26 年に 4 社の合併によって成立するが、29 年と 39 年に Du Pont との間で、両企業が関係している殆どの事業を含む「特許製造工程協定」(Patents and Processes Agreement) が結ばれる。これは特許と技術の交換を利用した市場分割協定で、Du Pont には北・中央アメリカ(カナダとニューファンドランドを除く)、アメリカの植民地と保護領を、ICI には大英帝国(カナダとニューファンドランドを除く)とエジプトをそれぞれの独占地域とした<sup>(5)</sup>。この協定のもとでの活動として、第 6 表のような一連の合併企業が設立された。(1)(2)(3)は、カナダと南米の爆薬市場の分割を目的として設立された。(4)は Du Pont の新製品“Duco”(塗料)

第 6 表 Du Pont-ICI の合併企業

	設立年	合併企業	事業・特殊比率
(1)	1911	Canadian Explosives (1927年より Canadian Industries)	爆薬、後にカナダでの全事業 Du pont 50%, ICI 50% (後に Atlas 参加)
(2)	1921	Compania Sud-Americana de Explosives	爆薬, Du pont 42.5%, ICI 42.5%, Atlas 15%
(3)	1925	Explosives Industries	爆薬(販売会社) Du pont 37.5%, ICI 37.5%, DAG 25%
(4)	1926	Nobel Chemical Finishes	塗料 ICI 51%, Du pont 49%
(5)	1927	Nobel Chemical Finishes (Australasia)	防水織物 ICI 51% Du pont 49%
(6)	1934	Industrias Quimicas Argentinas “Duperial”	アルゼンチンでの全事業 Du pont 50%, ICI 50%
(7)	1938	Industrias Chmicas Brasileiras “Duperial”	ブラジルでの全事業 Du pont 50%, ICI 50%

Source : U.S.v. ICI, 100 F.Supp. 504, pp. 556—579.

のイギリスでの製造販売を目的として、(5)はオーストラリアで防水織物、ゴム引き布などの事業を行うために設立された。(6)(7)はアルゼンチンとブラジルの事業を共同で行うためである。これらの合弁企業は、それぞれの独占地域以外の地域で両企業が協調行動をとるための方法であり、そのため既存の諸投資はすべてこれらの合弁企業に統合されることになる。カナダでは28年に Du Pont のカナダ子会社 Canadian Ammonia と Grasselli Chemical が、9年には ICI の子会社 Cassel Cyanide が Canadian Industries (CI) に統合された。Du Pont, ICI, CIは、20年、25年、26年、36年の4度にわたって協定を結び、Du Pont と ICI はカナダにおける全事業を CI を通じて行う、CI はカナダから輸出しない、Du Pont と ICI がカナダに輸出する比率などを取り決めた<sup>(6)</sup>。このような事業の統合は、アルゼンチン、ブラジルでも実行された<sup>(7)</sup>。

それぞれの独占地域における対外投資の整理も行われた。既に29年協定以前に、Du Pont は Nobel との長い関係の故に、27年にオーストラリアの子会社 Australian Ammonia を ICI に譲っている<sup>(8)</sup>。31年に Du Pont は、29年協定に従ってインドの染料事業から手を引くこととし、その代り ICI はアメリカの子会社 Dyestuffs Corp. of America (染料販売会社)の全株を Du Pont に譲渡した<sup>(9)</sup>。また第6表の合弁企業(4)(5)は ICI の独占地域に設立されているので、Du Pont は35年に両社の持株を全部 ICI に売却している<sup>(10)</sup>。こうして Du Pont と ICI の間では、市場分割に従って対外投資が行われ、共同の地域の分割のために合弁企業形態が利用されたのである。

アメリカの染料市場をめぐる Du Pont と IG の交渉も興味あるものである。第一次大戦後のドイツ染料企業のアメリカへの再進出は、24年の Bayer と Grasselli Chemical の間での合弁企業 Grasselli Dyestuff の設立に始まり、25年にはドイツ染料会社によって General Dyestuff が組織され、28年には両社とも IG の完全子会社となる<sup>(11)</sup>。こうした事態の中で、27年から29年にかけて、アメリカの染料事業をどうするかについて Du Pont—IG 間で協議がもたれた。話し合いは合弁企業の設立という線に沿って行われた

が、その持株比率をめぐって合意が得られなかった。Du Pont は最初 60 % の持株による絶対的な支配を主張、最終的には 51 % 迄譲歩したが、支配権を保持するという点では絶対に譲らなかつた。IG は 50 : 50 を主張、後に 51 : 49 で IG に 1 % のオプションを与えるという案を提示したが、Du Pont は同意しなかつた。Du Pont としては、アメリカは Du Pont の支配地域であるという考えがあるのであり、その地域の事業の支配権を握るという点は絶対に譲れなかつたのである。また IG には世界の染料事業の支配者という立場があり、アメリカ以外の地域の組織化にアメリカ合弁企業の拒否権を利用しようと意図していた。この合弁企業構想は挫折するが、両企業は「率直で友好的な関係」を確立することを確認した<sup>(12)</sup>。

一企業が世界市場で圧倒的な優位性をもっている場合、その企業は支配と分割の仕方として合弁企業形態をとることがある。ここではチタンとマッチの場合を検討しよう。チタンは第一次大戦以後、特に白色塗料の生産に多く使用されるようになるのであるが、当時主要な技術は(1)アメリカの Titanium Pigment (TP)、(2)ノルウェーの Titan Co. A/S (TAS)、(3)フランスの Joseph Blumenfeld の 3 グループによって所有されていた<sup>(13)</sup>。最初の国際カルテルは 1920 年に TP と TAS の間で結ばれ、特許の交換とその独占的使用地域を確定した<sup>(14)</sup>。チタン産業の世界的な組織化に主要な役割を果すのはアメリカの National Lead (NL) である。NL は 20 年に TP 株の支配的部分を購入 (32 年には 100 % 買収)、また 27 年には TAS 株の 87 % を獲得してチタン化合物の世界的独占体となった。NL は 29 年に Titan Co. を設立して海外企業の持株をこの企業に集中した。NL の海外進出は、現地の有力企業との合弁企業の設立によるその市場の分割という方法をとった。注目すべきは進出先が先進工業国であったことである。フランスでは 25 年に、TAS (当時はまだ NL の子会社ではなかつた) とフランス企業の合弁で Industrielle du Titane を設立、フランスとその植民地 (南北アメリカを除く) の生産販売が割当てられた。ドイツでは 27 年に TAS と IG によって Titangesellschaft を設立 (持株比率は 50 : 50)、IG はこの企業を通じてのみチタン事業に関与すること、IG の全パテントを譲渡することが確認された。Titangesellschaft

はドイツ、ロシア、中央・東ヨーロッパの各国、トルコ、日本、中国、スペインが支配地域とされた。イギリスでは33年に、Titan Co. とイギリス3企業の間で British Titan Products が設立され、大英帝国（南北アメリカを除く）が割当てられた。持株比率は Titan Co. が49%、ICI、Imperial Smelting, Goodlass Wall Lead がそれぞれ17%であった。カナダと日本でも同様の子会社が設立された<sup>(15)</sup>。

フランスの Joseph Blumenfeld のパテントも世界中の様々な企業（チェコの Aussig、イタリアの Montecatini、フランスの Thann、イギリスの Laporte、アメリカの Du Pont）にライセンスされ、NL グループとこれらの企業の間の一連の協定が存在した<sup>(16)</sup>。

大戦間期の世界のマッチ生産においては、スウェーデンの Svenska Tändsticksfabriks A.B. (STAB) が圧倒的な力を誇っていた。20年代末に、STAB は世界35ヶ国に150の工場を持ち、世界の生産の70—75%を占めていた<sup>(17)</sup>。この企業も先進工業国の分割のために、現地の有力企業と共同の行動をとった。1920年にアメリカの代表的マッチ企業 Diamond Match と STAB の間で協定が結ばれた<sup>(18)</sup>。それは、STAB は Diamond をアメリカにおける唯一の販売機関とする、Diamond はアメリカにおける安全マッチの生産を制限する、STAB は別の方法ではアメリカで生産販売しない、Diamond は STAB の勢力地域で生産販売しないというものであった。その後27年頃 STAB のアメリカ進出意欲が高まり、協定に反しミシシッピーに工場を建設しようとするが、これは Diamond がアメリカ第2の企業 Ohio Match を買収し STAB と共同所有（50：50）とする、その代りミシシッピーの工場建設を取り止めるという形で決着がついた。更に STAB は31年に Diamond の株を33%獲得している<sup>(19)</sup>。イギリスでは28年に STAB と Bryant & May (BM) の間で協定が成立、持株会社 British Match を設立した。British Match は BM と STAB のイギリス子会社 J. John Master を所有、30%は STAB によって支配された。またイギリス市場は所有比率とは別に、BM 55%、STAB 45%と定められた。イギリス植民地については、インドは STAB、その他は BM の支配地域とされた<sup>(20)</sup>。ドイツでは26年に販売

機関 Zündholz-Vertriebs A.G. が設立され、ドイツ市場は STAB 65%、ドイツ企業 35%と分割された。カナダでは 27年に、STAB, Diamond, BM によって Eddy Match が設立された。またスイス、ベルギー、フィンランドなどでは STAB の子会社と現地企業の間で、各国内市場に関して協定が結ばれた<sup>(21)</sup>。

国際カルテルと対外投資の関係で、もう一つの側面を示しているのは電機工業である。ここではカルテル参加企業そのものに対する投資が行われている。GE は電球に関するフェバス協定の参加企業に対して、第7表のような資本参加を行っているし、また重電機

第7表 GEの資本参加 (1940. 12. 31)

Osram	21.45 %
Philips	11.85
Philips Holding	2.47
Compagnie des Lampes	37.03
Vereinigte	10.64
A. E. I	40.66
東京芝浦電気	28.14

については British Thomson-Houston, AEG などに投資を行っていた<sup>(22)</sup>。この対外投資について GE は次のように説明したといわれている。「特許ならびに非特許事項の製造方法や取引秘

Source : U.S.v. GE, p. 837

密について与えられた詳細な情報の悪用からその (GE一筆者) 利益を守るのに必要な密接な関係を保持するために、また外国会社による協定の諸項目の十分な実行を確実にするために、ある種の外国企業に対し金融的参加を行った」<sup>(23)</sup>。ここでは、カルテル関係を強化するものとして対外投資が位置づけられている。

- (1) レーニンは資本輸出と国際カルテルの関係について次のように言う。「資本輸出が増加し、最大の独占諸団体のいっさいの対外的および植民地的結びつきと『勢力範囲』とが拡大したのにつれて、事態は『おのずから』これらの独占団体のあいだの世界的な協定に、すなわち国際カルテルの形成に近づいていった」。
- Ленин, Империализм, как высшая стадия капитализма, Полное Собрание Сочинения, том 27, 5 изд., стр. 364 邦訳『レーニン全集』(大月書店)
- ここでの説明は資本輸出の増大が国際カルテルの結第22巻, 283頁。成に導くこと、すなわち資本輸出→国際カルテルの論理であるが、我々がここで問題としているのは、このようにして結成された国際カルテルが資本輸出にどのように影響する

- のか、国際カルテル→資本輸出の関連である。
- (2) Stevens, "The Powder Trust, 1872—1912", *The Quarterly Journal of Economics*, May 1912, pp. 465—67.
  - (3) F.T.C., *Alkali*, pp. 43, 63—66. ブラジルに工場建設が計画されたのは、政府の援助もあって現地でアルカリ工場建設の気運が盛り上がり、それに対抗するためである。
  - (4) 両社の関係は ICI の前身である Nobel Dynamite Trust と Du pont との間での爆薬事業を通じての関係に端を発しており、1897年、1907年、20年、25年、26年にそれぞれ協定を結んでいる。26年協定にはドイツの Dynamite Aktien Gesellschaft (DAG) も加わり、世界の爆薬市場を3社で分割する協定であった。U.S.v. ICI, 100 F. Supp. 504, pp. 513—27.
  - (5) *Ibid.*, pp. 527—42. 二つの協定全文は, *Patents*, pt.V, pp. 2278—83, 2304—22; Reader, *Imperial Chemical Industries; A History*, Vol. II, 1975, pp. 506—13; Hexner, *International*, pp. 460—71 参照。
  - (6) U.S.v. ICI, pp. 559—64.
  - (7) *Ibid.*, pp. 571—76.
  - (8) *Ibid.*, p. 578.
  - (9) *Ibid.*, p. 543. この協定は *Patents*, pt.V, p. 2283 に見られる。
  - (10) U.S.v. ICI, p. 579.
  - (11) *Potents*, pt. V, pp. 2061—66. 時期的にはずれるが、39年段階で General Dyestuff はアメリカ市場の26%を占めていた。*Ibid.*, p. 2481.
  - (12) *Ibid.*, pp. 2070—75, 2247—66. この話し合いは、同時に並行して行われた Du pont-ICI, IG-ICI 間の協議と合わせて、化学工業の世界的な統合をめざしたものであった。IG との包括的な協定はいずれも困難とわかり、Du Pont-ICI 協定のみが29年に実現したのである。U.S.v. ICI, pp. 528—29. 当時 ICI の McGowan は、IG, ICI, Du Pont, Allied Chemical による世界的な協定という構想を抱いていた。Reader, *op. cit.*, Vol. II, p. 32; *Patents*, pt. V, p. 2246.
  - (13) Berge, *op. cit.*, pp. 127—28; U.S.v. National Lead, 63 F. Supp. 513, p. 517.
  - (14) TP の独占地域は北・中央アメリカ、TAS のそれは南北アメリカを除く地域とされた。Berge, *op. cit.*, p. 128; U.S.v. NL, pp. 517—18.
  - (15) Berge, *op. cit.*, pp. 129—36; U.S.v. NL, pp. 519—20.
  - (16) *Ibid.*, p. 520. アメリカについては、最初、Commercial pigments にライセンスされ、更にそれが Krebs に譲られ、Du pont は Krebs そのものを吸収してこの特許を獲得した。
  - (17) U.S. Department of Commerce, *Representative International Cartels, Combines and Trusts*, 1929, p. 25.

- (18) Diamond は第一次大戦前には、STAB のアメリカにおける独占的な販売機関であった。第一次大戦によってスウェーデンからの輸入が跡絶えた時、Diamond は生産を開始した。Berge, *op. cit.*, p. 187.
- (19) *Ibid.*, pp. 187—89.
- (20) *Ibid.*, p. 189; U.S. Department of Commerce, *op. cit.*, pp. 27—28.
- (21) *Ibid.*, pp. 28—30; Berge, *op. bit.*, p. 190.
- (22) F.T.C., *Electrical Equipment*, p. 27. GE は AEI, Compagnie des Lampes, Osram, Philips, Vereinigte に重役派遣も行っている。U.S.v. GE, p.838.
- (23) F.T.C., *Electrical Equipment*, p. 27.

(筆者の住所：国立市北 2—18—16 菊池方)